

## ] 栃木県公報

平 成 28 年 3月31日(木) 号 外 第 21 号

			-	Ħ	次		
				規	則		
O7	栃木県事務決裁	战及び委任規則	間の一部改正		•••••	•••••	1
				規	則		
		<b>&amp; 及び 委任規</b>		でする規則を	水のように定める。		
	字形 I 十八	#111			栃木県知事	福 田 福	1
1	第二条第十号点标木県事務決禁	2センターに+ F「、分場」+ 数及び委任規3	を削る。 則(平成十二			のように改正する。	,
Γ	ング 図 を が が が が が が が が が が が が が		下「所長は長補佐又は	く出先機関補佐等  といに気具補佐(以場権佐(以場性佐))	<b>严</b>		
	く。) ター を 除 ジョンセン ゴリ・アー ろちぎ・し		光機関所長補佐等	,を置かない出	\rightarrow\rightarro		
		<b></b>			所長 病院長、局長又は研究	長副病院長又は局次	₩
		<b>旅院</b> 最			<b></b>	岩型	
	(45)	<b>區</b>			局次長		
	8-	<b></b> 副振院			部長又は課長		
		周次長					
		は部長研究所長又			する職員所長があらかじめ指	<b>시</b>	
Γ	ナーン ン ハン 国 ス	<b></b> 上 当	下「所長は長補佐又は	く出先機関伸佐等」 とい院長補佐(以場長補佐(以場長補佐、園	<b>尼</b>		
	除く。) センターを シーション		先機関 所長補佐等	を置かない出	する職員所長があらかじめ指:	귀	

るる。

次の一号を加える。別表第二1本庁関係共通事項の表五の項第一号中「、ᆲ〜及び入売申けて」を「及はᆲ〜」に改め、同項に別表第一がんセンターの項を削り、同表音産酪農研究センターの項中「毀加、」及び「及以附加」を削る。

2 不服申立ての処理						
(1) 特に重要なもの	0					
(2) 重要なもの		0				
(3) (1)、(2)及び(4)以外のもの			0			
(4) 審理員の指名				0		

頃とし、十一の頃を十三の頃とし、十の頃の次に次のように加える。に「、磁塾の苗内」を加え、別表第二2本庁関係特定事項(環境森林部工自然環境課の表中十二の頃を十四の別表第二2本庁関係特定事項(総合政策部イ地域振興課の表四の項第一号中「斗豐飛騰所継毗の成塾」の次

11 栃木県中禅寺湖 畔国際避暑地記念	1 第4条の規定による許可	4条の規定による許可						
神国院歴者地記念 施設設置及び管理 条例(平成27年栃 木県条例第47号)	2 第8条第1項の規定による許可 の取消し等				0			
不原来例第47 <i>号)</i> に基づく事務	3 第12条第3項及び第13条の規定 による承認			0				
12 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念	1 第2条の規定による休園日又は 休館日の変更等又は変更等の承認				0			
施設設置及び管理 条例施行規則(平 成28年栃木県規則 第13号)に基づく 事務	2 第3条ただし書の規定による利 用時間の変更又は変更の承認				0			

7 第9条の3の2第1項の規定による協議の同意		0		
8 第12条第9項及び第12条の2第 10項の規定による計画の受理(環 境森林事務所及び環境管理事務所 が所管するものを除く。9、11か ら15まで、18から20まで、22、			0	

平成28年3月31日 木曜	日	栃	木	県	公	報		号外第21号(3
23、28及び32におい	て同じ。)							
9 第12条第10項及び 11項の規定による報						0		
10 第12条第11項及び 12項の規定による公						0		
11 第12条の3第7項 報告書の受理	の規定による							
十五号とし、同項中第二十し、同項中第二十六号を第十四号を第二十二号とし、別表第二2本庁関係特定	二十四号とし、同項第二十五号	同更	立入 無川	検査.	写中一を	「立入村 第55	検査等」 2 名名、『 頁』 ゆ「第4項」!	同号を同項第二十三号と
27 第19条の11第3項 閲覧	の規定による							
十号を第二十九号とし、第別表第二2本庁関係特定								を第二十八号とし、第三-
31 第23条の4の規定 受理	による意見の					0		
「まかれる。 「第5%の5の11」を「第5%の5011」を「第5%の5011」を「第50%を付関係特定								
1 第4条の16第1項 7の14第1項の規定 理積立金の額の通知								
- 「第56条第6項」 22 - で - で - で - で - で - で - で - で	」 以名の、 回暦 廿 「第56条第4 第56条第7項」	に改 道] 中継	め、 答 [  1 十	u   第569    u u	る を 発 発 の 形 に 関	第九章 通」2	Fとし、同項第六cと改め、同号を同なたとし、第九号かっ	5.4 「第56%第2項」を 現第十号とし、同項第七の第三十一号までをごう
6 第56条第4項の規	定による勧告			0				
7 第56条第5項の規	定による公表			0				
記 表 別 の 本 上 図 を ま か 回 所 ま か 回 所 ま か り か り 可 中 ま し 十 日 中 所 し か り 所 り か り 可 中 ま し か し か り が り か り か り か り か り か り か り か り か り	各同項第七号と 後第 8 項」に改 を第二十七号と	でし、め、	同同第に項号と	第を記回回回がなり	寺中・田第八の第八の第一の第一	、号と- 十四日	し、同項第五号中でまでを二号ずつ。	「第56秒第3項」を「第糅り下げ、同項第六号中の保健福祉部ウ高齢対策
4 第56条第4項の規	定による勧告			0				
5 第56条第5項の規	定による公表			0				
別表第二2本庁関係特定	事項仍保健福祉	恕H	健康	埋進:	課の表	(1110 F	頃に次の三号を加,	Κ ⁄⁄0°
2 第32条第1項の規	定による勧告							

3	第32条第2項の規定による命令		0		
4	第32条第4項の規定による通知			0	

える。四号中「第56%第2項」を「第56%第6項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加同項第八号とし、同項第五号中「第56%第3項」を「第56%第7項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第六号中「第56%第4項」を「第56%第8項」に改め、同号を別表第二2本庁関係特定事項の保健福祉部才障害福祉課の表一の項中第二十五号を第二十七号とし、第七号

4	第56条第4項の規定による勧告		0		
5	第56条第5項の規定による公表		0		

「鎌56糸第6項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。号中「鎌56糸第3項」を「第56糸第7項」と「第56糸第3項」を「第56糸第3項」を「第56糸第3項」を「第56糸第3項」を「第56糸第3項」を「第56糸第3項」と「22」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五所にとなる、同号を同項第二十一号とし、同項中第十八号を第二十号とし、第七号から第十七号までを二号第二十五号を第二十七号とし、第二十号から第二十四号までを二号で移り下げ、同項第十九号中「20」を加」を「第1糸の2第3加」に改め、別表第二2本庁関係特定事項の保健福祉部内ことも所属は課の表一の内別第四十八号中「第1糸第3

4	第56条第4項の規定による勧告		0		
5	第56条第5項の規定による公表		0		

号として次の二号を加える。 参の2にむこ人様田中の第19秒の20及以第21秒の3」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二し、同項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同項第一号中「第21秒の3 及以第21秒の4」を「第21から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第7項」を「第12項」に改め、同号を同項第六号と別表第二2本庁関係特定事項の保健福祉部力こども政策課の表二の項中第十九号を第二十一号とし、第五号

1 第18条の6第1号の規定による 指定		0			
2 第18条の7第1項の規定による報告の徴収、検査等			0		

五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。21秒の3及以第21秒の4」を「第19秒の20及以第21秒の3」に改め、同項を同表六の項とし、同表中四の項をし、同表中十四の項を十五の項とし、 六の頃から十三の項までを一項ずつ繰り下げ、同表五の項第二号中「銀号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同項を同表十六の項とでを一号ずつ繰り上げ、同項を同表十六の項と十九の項までを一項ずつ繰り上げ、同項第八号中「第17秒第6項」を「第17秒第6項かびの第2号を同項第七十九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表十五の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号ま別表第二2本庁関係特定事項の保健福祉部力こども政策課の表中二十の項を二十一の項とし、十六の項から

3 児童福祉法施行 令(昭和23年政令 第74号)に基づく	1 第5条第3項の規定による変更 の承認			0		
事務	2 第5条第6項の規定による指定 の取消し		0			

の一号を加える。 は、に改め、同項中第十九号を第二十号とし、第二号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次別表第二2本庁関係特定事項的保健福祉部ク薬務課の表入の項第一号中「2 字ら 4 叶弓」を「3 さら 5 叶

2 第24条第12項第 1 号の規定によ る許可
加える。改め、同項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を別表第二2本庁関係特定事項の農政部ア農政課の表三の項第四号中「郷4秒第5項」を「第4秒第8項」に
8 第49条第1項の規定による立 入調査等
民 飛 銀   へ 4 七   医 送 4 項   や 「第11条の 8 第 2 項 」 と 名 8 で 10 を 13 を 14 を 17及び 21」 や 「第11条の 8 第 1 項 た だ し 書 」 と 名 8 で 10 を 13 を 14 を 17及び 21」 や 「 6 から 10まで、 12 から 14まで、 21、 22、 25、 29及び 37」 と 名 8 で 三 で 紙 2 項 と や 6 から 10まで、 12 から 14まで、 21、 22、 25、 29及び 37」 と 名 8 で 三 で 紙 2 項 と や 「 第11条の 8 第 2 項 」 と 名 8 で 三 で 紙 2 項 と で 11条の 8 第 2 項 」 と 名 8 で 三 で 紙 2 項 と で 11条の 8 第 2 項 」 と 名 8 で 三 で 紙 2 項 と で 11条の 8 第 2 項 」 と 名 9 を 7 第 4 項 」 と 名 9 を 7 に 下 紙 11条の 9 を 7 に 下 紙 11条の 7 第 4 項 」 と る 9 を 7 に 下 紙 11条の 7 第 4 項 」 と る 9 を 7 に 下 紙 11条の 7 第 4 項 」 と る 9 を 8 に 下 紙 11条の 7 第 4 項 」 と る 9 を 8 に 下 紙 11条の 7 第 4 項 」 と る 9 を 8 に 下 紙 11条の 7 第 4 項 」 と る 9 を 8 に 下 紙 11条の 9 を 8 に 下 紙 11条の 7 第 4 項 」 と る 9 を 8 に 下 紙 11条の 9 を 8 に 14を
理」 ひ、 「
に改め、同号を同項第四十七号とし、同項中第三十六号を
無国十六号とし、第三十五号を第三十五号とし、第二十三号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。 第四十六号とし、第二十八号を第三十五号とし、第二十二号を第三十一号とし、同項第二十六号中「第89条第2項の規定による副記を記し、の記号による国出のの理(開事組の法人に係るものを除く。)」に対め、同号を同項第三十八号とし、同項第二十五号中「第73条の27第1項の規定による部別の提出」を「第72条の22の規定による一部とし、同項第二十五号中「第73条の27第1項の規定による部別の提出」を「第72条の22の規定による一部とし、同項第二十五号を下げ、同項第二十五号を示し、第11十三号を第三十四号を第三十四号を第三十四号を第二十二十四号を第二十二十四号を第二十四号を第二十四号を第二十二十四号を第二十二十四号を第二十四号を第二十二十四号を第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
34 第70条の3第3項の規定による
8 垣」に改め、同号を同項第三十号とし、同号の次に次の二号を加える。別表第二2本庁関係特定事項の農政部ウ経済流通課の表一の項第二十二号中「第64秒第7項」を「第64秒第1
31 第64条の2第1項(第73条第4 項において準用する場合を含 む。)の規定による公告
32 第64条の3第3項(第73条第4 項において準用する場合を含 む。)の規定による届出の受理
る。 の67第2項におこて様用すめ結合を助け、同項第十一号中「第11秒の46第2項では「手入号とし、同号の次に次の一号を加え、同号を同項第二十九号とし、同項中第二十号を第二十八号とし、第十二号から第十九号まで別表第二2本庁関係特定事項の農政部ク経済流通課の表一の項第二十一号中「第64%第4項」の次に「及り別表第二2本庁関係特定事項の農政部ク経済流通課の表一の項第二十一号中「第64%第4項」の次に「及り

別表第二2本庁関係特定事項印農政部ウ経済流通課の表一の項第十号中「第11秒の29第1項」を「第11秒の 48第1項」以、「第11条の32第1項」や「第11条の51第1項」以お名、回昨や回暦紙十川昨れつ、回昨6长以 次の五号を加える。

 $\bigcirc$ 

19 第11条の68第4項の規定による

	13 第11条の48第4項 届出の受理	頁の規定による				0										
	14 第11条の51第4項 届出の受理	頁の規定による				0										
	15 第11条の52第35 承認	頁の規定による				0										
	16 第11条の53の規定 令	定による措置命			0											
	17 第11条の61第1項 承認	質の規定による				0										
改	頃第九号とし、同号の9の、同号を同項第十一旦別表第二2本庁関係特点	rとし、 同項第 r	<早日	上「第												_
	10 第11条の42第4項 届出の受理	頁の規定による				0										
Ē	別表第二2本庁関係特合	<b>左事項仍農政部</b>	ン経次	在汽油	四點 6	3表	16	対策 7	て早の	3次5	に次の	3   1	しかま	叫える	)°	
	8 第11条の25におい 険業法第304条の規 報告書の受理					0										
厅台	京	に改め、同表一	この面	<b>长</b> 田和	R11미	こぞ月	<b>€</b> 111□	ロとし								
	1 第76条の2第1項 による承認	頁第3号の規定			0											
東土	える。までを一項ずつ繰り下げまでを一項ずつ繰り下げ別表第二2本庁関係特点															
	7 組合等登記令 (昭和39年政令第 29号)に基づく事 務	1 第14条第4 登記(農業協 合連合会及で ものに限る。	協同組 が農事	且合、	農業	き協同	引組				0					
	と一項ずつ繰り下げ、17別表第二2本庁関係特5						<b>-</b> +€	3 C E	まを十	-田の	ア国の	'د,	8 €	の項か	11+Cv:	一の頂ま
	4 農産物検査法施 行令(平成7年政 令第357号)に基	1 第5条第1 る不正受検は				見定り	こよ			0						
	づく事務	2 第5条第1 る登録等	項第	<b>第</b> 2号	号の規	見定り	こよ				0					
		3 第5条第1 る届出の受理		第3号	号の規	見定り	こよ				0					
		4 第5条第1 る登録の更新		第4号 ———	号の規	見定り	こよ			,	0					
		5 第5条第3	1 項第	售5号	号の規	見定り	こよ									

6 第5条第1項第6号の規定によ る変更登録等		0		
7 第 5 条第 1 項第 7 号の規定によ る報告の受理			0	
8 第5条第1項第8号の規定によ る届出の受理及び変更命令		0		
9 第5条第1項第9号の規定によ る適合命令	0			
10 第5条第1項第10号の規定による改善命令	0			
11 第5条第1項第11号の規定によ る登録の取消し等	0			
12 第5条第1項第12号の規定による業務停止命令等	0			
13 第 5 条第 1 項第13号及び第14号 の規定による報告の徴収		0		
14 第5条第1項第15号及び第16号 の規定による立入調査		0		
15 第5条第1項第17号の規定によ る申出の受付等		0		

2 第79条の12第1項の規定による 登録の取消し		0			
3 第79条の13の規定による登録の 抹消(登録の取消しによるものを 除く。)			0		
4 第79条の13の規定による登録の 抹消(登録の取消しによるものに 限る。)		0			

24 第60条の2第1項第3号の規定による許可		0			
25 第60条の3第1項の規定による 許可		0			
26 第67条の3第3項第2号、第5		0			

項第2号及び第9項第2号の規定 による許可								
別表第二2本庁関係特定事項⊗県土整営	を とり とうしょう こうしょう しょう しょう しょう しょう しょく	1 世級	※ 黙 ∈	3表 1	€ F	が 無し	十 号の次に	次の一号を加える。
22 第57条の3第2項の規定による 指定の取消し				0				
別表第二2本庁関係特定事項⊗県土整場	開網に	一世	※黙の	の表面	30倍	<b>永</b> 継	│ �� 廿 「第20条	' の2第6項」炒「第20条の
2第13項」以「第38条の4第16項」や								
とし、同項第三号中「第10条」を「第19%」と「第19%」に改め、同号を同項第十七号とし、						_		
及び第9条」や「第17条第1項及び第18%	条第 ]	項」	にず	みめ、	<u> </u>	口物[	回項第十四号と	つ、 叵 断 紙   叩 母 「 第 7 条
第3項」や「第15条第3項」 22 名名、 回回	て名同	三一	R十 1		17,	匝间		
12 第15条第4項の規定による報告 の徴収及び立入検査				0				
13 第16条第2項の規定による指導及び助言				0				
える。別表第二2本庁関係特定事項⊗県土整備	<b>崖</b> 器 [	1	米黙の	2表さ	(のE	<b>並に</b> 和	来一号から 第十	号までとして次の十号を加
1 第8条第1項の規定による報告 命令				0				
2 第8条第2項の規定による公表			0					
3 第8条第3項の規定による公告			0					
4 第9条の規定による公表			0					
5 第12条第1項の規定による指導 及び助言				0				
6 第12条第2項の規定による指示				0				
7 第12条第3項の規定による公表			0					
8 第13条第1項の規定による報告 の徴収及び立入検査				0				
9 第15条第1項の規定による指導 及び助言				0				
10 第15条第2項の規定による指示				0				
別表第二2本庁関係特定事項⊗県土整備	<b>無恕し</b>	一重	楽器の	3表式	< の F	まにな	<b>次の八号を加え</b>	160°
18 第22条第1項の規定による認定				0				
19 第23条の規定による認定の取消				0				
20 第24条第1項の規定による報告 の徴収及び立入検査				0				
21 第25条第1項の規定による認定				0				
22 第27条第1項の規定による指導				0				

及び助言					
23 第27条第2項の	規定による指示	0			
24 第27条第3項の	規定による公表	0			
25 第27条第4項の第の徴収及び立入検査		0			
別表第二2本庁関係特は	定事項⊗県土整備部コ建築	楽課の表に次の	ように加える	, S	
12 建築物のエネル ギー消費性能の向 上に関する法律 (平成27年法律第 53号)に基づく事	1 第30条第1項及び らの規定を第31条第2 準用する場合を含む。 よる認定及び通知	2項において		0	
務	2 第32条の規定による	る報告の徴収		0	
	3 第33条の規定による	る命令		0	
	4 第34条の規定による し	る認定の取消		0	
	5 第36条第2項の規類	定による認定		0	
	6 第37条の規定によるし	る認定の取消			
	7 第38条の規定による	る立入検査		0	
ター及び」を削り、別表第三1日先機関関係		一及びとちぎり	<b>〈</b> ガンドー♡	ノョンセンタ	 N一〇帐日「がんセン
病院長、副所長 副病院長及び局次長 以	所 しおめ、	同表七の項中	「局長(とち	5ぎリハビリ	J テーションセンター -
にあっては、副所長)に	<b>添め。」を削り、同表八の</b>	の項第一号印クェ	₽「及び工」	か 売り、	
		₩ '		0	
に改め、同号の工を削り、	回断無川中○廿「及び何	」 研究所の職員」も	を削り、 同号	r⊗₽# [}	な以工」を置り、
	5	₩			
と古ンターに限る。」を			を削り、同号	で34 「とす	
	J   C	₩ [			
と対め、 回中 3 や 三 り 、 『 センター に限る。 」 や 三 ら			削り、同号の	全上「とちき	<u> </u>
		₩ [			

□ 日本の	(10) 十成26年 5 月 51日 不唯日
以名名、医町三会の更新やめ差の、医療採り中午	に改め、同号のを削り、同項第五号中
以付発所の職員」や定の、医院級中か中  「「リリテーションセンターにあっては、副所長」に限る。」や至の、医院級人の会等、「大学教育の職員」や定の、医院級人の会議、「大学教育の職員」を定め、「大学教育の職員」を定め、「大学教育の職員」を定め、「大学教育の職員」を定め、「大学教育の職員」を定め、「大学教育の職員」を定め、「大学教育の職員」を定め、「大学教育の職員」を言め、「大学教育の職員」を言め、「大学教育の政治を対しています。」を言め、「大学教育の政治を対しています。」を言め、「大学教育の政治を対しています。」を言め、「大学教育の政治を対しています。」を言め、「大学教育の政治を対しています。」を言め、「大学教育の政治を対しています。」を言め、「大学教育の政治を対しています。」を言め、「大学教育の政治を対しています。」を言め、「大学教育の政治を対しています。」を言め、「大学教育の政治を対しています。」を言め、「大学教育の政治を対しています。」を言め、「大学教育の政治を対しています。」を言め、「大学教育の政治を対しています。」を言う、「大学教育の政治を対しています。」を言う、「大学教育の政治を対しています。」を対して、「大学教育の政治を対して、「大学教育の政治を対して、「大学教育の政治を対しています。」を対して、大学教育の政治により、「大学教育の政治により、「大学教育の政治により、「大学教育の政治により、「大学教育の政治により、「大学教育の政治により、「大学教育の政治により、「大学教育の政治により、「大学教育の政治により、「大学教育の政治により、「大学教育の政治により、「大学教育の政治により、「大学教育の政治により、「大学教育の政治により、「大学教育の政治により、「大学教育の政治により、「大学教育の政治により、「大学教育の政治により、「大学教育の政治、「大学教育の政治、「大学教育の政治、「大学教育の政治、「大学教育の政治、「大学教育の政治、「大学教育の政治、「大学教育の政治、「大学教育の政治、「大学教育の政治、「大学教育の政治、「大学教育の政治、「大学教育、「大学、大学教育、「大学教育、「大学教育、「大学教育、「大学教育、「大学教育、「大学教育、「大学教育、」「大学教育、「大学教育、「大学教育、「大学教育、「大学教育、「大学教育、「大学教育、「大学教育、「大学教育、」「大学教育、「大学教育、「大学教育、「大学教育、「大学教育、「大学教育、「大学教育、」「大学教育、大学教育、「	」に改め、同号印から③までを削り、同項第六号中
以研究所の職員」や悪の、	
び研究所の職員」 砂豆の、 医中窓子「とちぎリハビリテーションセンターに限る。」 砂屋の、 医中窓子「44」 別「21」 リン	に改め、同号印から③までを削り、同項第七号中
以「(21) 22、	と改め、同号印から③までを削り、同項第八号印中「及
ハビリテーションセンターにあっては、副所長)に限る。」 炒売の、 医総元の原子「局長(とちぎりハビリテーションセンターにあっては、副所長)に限る。」 炒売の、 医総元の原子「局長(とちぎりのビリテーションセンターにあっては、副所長)に限る。」 炒売の、 医総元の原子「局長(とちぎりのビリテーションセンターにあっては、副所長)に限る。」 炒売の、 医総元の原子「原38年」が「第53条第40項及び第41項」 とうな。 第35項及び第36項」とおな、 医医総十中子「第53条第46項及び第41項」ともな。 医松線川の田央螺医医壁・大神神で三、医螺栓 大き 第1項」の人と「人ので第15条第1項」を「後15条第1項」とおる、 医球神神神 「第53条第5項(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。) 及び第15条第5項(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)」 炒豆ペ、 医下線川中子「第8条第5項(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。) とび「あび第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)」 から、 「後15条の2の6第2項において準用する場合を含む。) の公当 「50米」「60米」「60米」「60米」の一条第1項」の大と「60年」の一条第1項」の大と「60年」の第1項」 りまた、 医下線川中子「第9条の3第1項」の大と「60年」の第1年」 りまた。 「第9条の3の3第3項」 りまた。 「定原銀川中子「第9条の3の3第3項」 りまた。 「定原銀川十十年」「第7条の2第4項」 りまた。 「定原銀川十十年」「第7条の2第4項」 りまた。 「定原銀川十十年」「第7条の2第4項」 りまた。 「定原銀川十十年」「第7条の2第4項」 りまた。 「定原銀川十十年」「第7条の2第4項」 りまた。 「京市銀川十六中子「第7条の2第3項」 りまた。 「京市銀川十六中子「第7条の2第3項」 りまた。 「京市銀川十十年)「第1条の2第1項」の大と「反び第14条の2第1項」の大と「反び第14条の2第1項」 とおる。 「京市の財」 「京14条の2第3項」 りまた。 「京田・財」 「日本の財」 「	び研究所の職員」や売♀´匠咋❸母「とちぎリハビリテーションセンターに限る。」や売♀´叵咋❸母「(4)」
ハビリテーションセンターにあっては、副所長)に限る。」	や [(5)] だ、
<ul> <li>三飛級川へ田状整整整態を投害所の鍵却を開始へいる。</li> <li>41項まで」や「第32項、第35項及び第36項」とお念、区所統十中十「第53条第46項及び第47項」や「第53条第40項及び第41項」とお念。</li> <li>5系経銭川へ田状整整整路を投事所の鍵却を開きている。</li> <li>41項まで」や「第32項、第35項及び第36項」とお念、区所統十中十「第53条第46項及び第47項」や「第53条第40項及び第41項」とお念。</li> <li>5系経銭川へ田状整整整路をおりまた。</li> <li>5名第2項において準用する場合を含む。)」とおえ、区で統計5条第1項」や長べ、「18」や「19」とお念、区野級川中中「第8条第5項」ら长と「(第9条第2項において準用する場合を含む。)」とは、区で第515条の2の6第2項において準用する場合を含む。)」とは、区で第515条の2の6第2項において準用する場合を含む。)」とは、区で第55条の2の6第2項において準用する場合を含む。)」とは、及び第55条の2の6第2項において準用する場合を含む。)」とないである場合を含む。」」の長い、区で銀川中中「第8条第6項」の第1項」の長い、「第9条第2項において準用する場合を含む。)」が長い、区で銀川中・「及び第5条の2の6第1項」の長い、区で銀川・「次の2第1項」の長い、区で銀川・「次の2第1項」が長い、区で銀川・「水の2第1項」が長い、「第9条の3第1項」の長い「次の3第3項」の長い「次の3第3項」が長い、区で銀川・「本の2第3項」の長い「及び第14条の5第3項において準用する第7条の2第4項」を長い「反び第14条の5第3項」を長い「反び第14条の5第3項」を長い「反び第14条の5第3項」を長い「反び第14条の5第3項」が日本の地区で銀川・「本の4の11年」が「東の4の4版」・「本の4の4版」・「本の4版」</li></ul>	こ数め、同中のを削り、同義九の項中「副仲(かかば)
13 第9条の2の3第2項及び第15 ○ ○ ○ ○ ○	<ul> <li>三米総訓の田宏整区図鑑建設供納等②識如抑制語と或器排案をの格   6 宮城代の中「第35両及び第38項から第41項まで」や「第32項、第35項及び第36項」とお会、 医宮城中の中「第53条第46項及び第47項」や「第53条第40項及び第47項」とお会、 医球球川の田忠野経区図となるは、 2 のが第15条第1項」とお会、 医宮城中の中「第8条第1項」の大型「反び第15条第1項」とお会、 18 以前15条第5項(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。) 」 少長べ、 医宮城川の中 「第8条第5項」の大型「(第9条第2項において準用する場合を含む。) 」 少長べ、 医宮城川の中 「第8条第6項」の大型「(第9条第2項において準用する場合を含む。) 」 少長べ、 医宮城川の中 「第8条第6項」の大型「(第9条第2項において準用する場合を含む。) 」 の大型「(第9条第2項において準用する場合を含む。) 」 の大型「(第9条第2項において準用する場合を含む。) 」 の大型「(第9条第2項において準用する場合を含む。) 」 り 6 大型「反び第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。) 」 少長ば、 医宮城山中中「第8条第6項(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。) 」 少長ば、 国宮城山中中「第8条第6項(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。) 」 少長ば、 国宮城山中中「第5条の2の6第2項において準用する場合を含む。) 」 少長ば、 国宮城山中中「第5条の2の2第1項」の大型「及び第14条の2の6第2項におりてでで用する場合を含む。) 」 少長ば、 2 「東京城山中中「第9条の3の3第3項」 2 大型「及び第14条の5第3項」 3 大型「及び第14条の5第3項」 5 大型「及び第14条の5第3項」 5 大型「及び第14条の5第3項」 5 大型「及び第14条の5第3項」 4 長が、 2 第3項」 5 大型「(第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。) 5 本有する者に係るものに限る。 2 8から34までにおいて同じ。) 」 小長が、 6 四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四</li></ul>

	平成28年3月31日	木曜日	栃	木	県	公	報		<b>号外第21</b> 号(11
	条の3の2第2 認	項の規定による確							
ر ا	の 西 账 十 中 日 「 第 9	条の2」や「第99 出」や「届出の受理	条の2	第1	項及	び第	15条	の2	号とし、同項中第八号を第九号とし、第2の7」に改め、同号を同項第十一号と項頃管理事務所及び森林管理事務所の表
		i(第9条の3第11 2の6第3項にお		0				0	

別表第三2出先機関関係特定事項(環境森林部)環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表 中第四十一号から第四十三号までを削り、第四十四号を第三十三号とし、第四十五号から第五十号までを十一 中でで<br />
見り<br />
見り<br />
見り<br />
にすった<br />
にする<br />
にする<br />
にする<br />
にする<br />
に可いる<br />
にする<br />
に可いる<br />
にする<br />
にする<br />
に可いる<br />
にする<br />
にする 第五十二号を第四十一号とし、第五十三号を第四十二号とし、第五十四号を第四十三号とし、同号の次に次の 二号を加える。

44 第19条の11第1項の規定による 最終処分場の台帳の調整及び保管	0		0		
45 第19条の11第3項の規定による 閲覧	0			0	

いて準用する場合を含む。)の規

定による届出の受理

別表第三2出先機関関係特定事項凶環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表 一の項中第五十五号を第四十六号とし、第五十六号を第四十七号とし、第五十七号を第四十八号とし、同表二 の項第一号を次のように改める。

1 第4条の17及び第12条の7の15 の規定による報告書の受理	0		0	

別表第三2出先機関関係特定事項凶環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表 二の項に次の一号を加える。

4 第12条の7の17第5項の規定に	0		0	
よる届出の受理				

別表第三2出先機関関係特定事項(環境森林部)環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表 **儒考を次のように改める。** 

## 備考

- 1 1の項1から7まで、10から12まで、14から21まで、28から31まで、39から42まで及び46から48ま での事項に係る事務のうち、駐機場を有する移動式施設に係るものについては、当該駐機場を管轄す る環境森林事務所又は環境管理事務所(宇都宮市内及び県外に駐機場を有する移動式施設に係るもの については当該駐機場の最寄りの環境森林事務所又は環境管理事務所)が所管するものとする。
- 2 1の項25から27まで、42及び48の事項に係る事務のうち、県内に事務所又は事業所を有する管理票 交付者に係るものについては、当該事務所又は事業所を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所 が所管するものとする。
- 3 1の項28から31まで、39から42まで及び48の事項に係る事務のうち、県内に主たる事務所又は事業 所を有する産業廃棄物収集運搬業者に係るものについては、当該主たる事務所又は事業所を管轄する 環境森林事務所又は環境管理事務所が所管するものとする。

別表第三2出先機関関係特定事項份保健福祉部ア健康福祉センターの表十四の項第一号中「第34秒の11」を 「第34条の12」以、「2、3から5まで、10及び11」ゆ「以下この項」以おる、回暦紙川中廿「第34条の13第 1 頃」を「第34秒の14第 1 頃」に改め、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第

7 第56条第1項の規定による認定 (助産施設及び母子生活支援施設 に係るものに限る。8において同 じ。)	0	0		
8 第56条第2項の規定による費用 の徴収	0	0		
9 第56条第5項の規定による資料 の提供等の要求	0	0		
10 市が行う母子生活支援施設等の 入所事務及び費用徴収事務に係る 検査指導	0	0		

別表第三2出先機関関係特定事項の保健福祉部の福祉事務所の表八の項第一号中「第9秒」を「第9秒第1 」に改め、別表第三と出先機関関係特定事項の保健福祉部工保健所の表七の項第三号中「及び第6項」及び 「(補装具の交付又は修理の費用に係るものを除く。 5 において同じ。)」 ゆ云の´ 叵鬥無国咋凶為無口咋め 削り、同表入の項を削り、同表中九の項を八の項とし、十の項から四十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表 国十六の鬥账│叩母「第1条第1号に規定する育成医療及び同条第3号」ゆ「第1条の2第3号」とおめご 「育成医療に係るものの決裁区分は´所長に限る。2、4から6まで及び8から11までにおいて同じ。」や亖 り、同頃第四中、第八中及び第十二中中「第1条第3号」を「第1条の2第3号」に改め、同頃を同表四十八 ら
四いつ、
回形日十ら
四班 | 中日「第1条第1号に規定する育成医療及び同条第3号」や「第1条の2第3 **『加」に改め、同項を同表四十九の項とし、別表第三2出先機関関係特定事項の保健福祉部ク精神保健福祉セン** ターの表三の項第一号、第四号及び第十二号並びに同表四の項第一号並びに別表第三2出先機関関係特定事項 ご氏薬値治部ケイカがリングーションセンターの表代の原第一の中「第1参第3号」を「第1参の2第3 - 加」に改め、別表第三2出先機関関係特定事項の保健福祉部コ児童相談所の表一の項第三号及び第五号中「斉 設受給者証」や「入所受給者証」以おる、叵鬥無川十H叩毌「第56条第9項」や「第56条第5項」以おる、叵 項第二十六号から第二十八号までを削り、別表第三2出先機関関係特定事項印農政部ア農業振興事務所の表一 S鬥鯸│���「2から9まで及び11」や「2から11まで、13及び14」以名8′ 叵鬥鯸川��毌「第11条の4第1 項ただし書、第11条の5ただし書」や「第11条の8第1項ただし書、第11条の9ただし書」2/ 「第11条の7第1項」や「第11条の17第1項」に対名、叵暦中紙十一中や紙十目中とし、叵暦紙十中日「第72条の13第2 項、第72条の16第4項、第72条の17第2項、第72条の18第3項及び第73条の12」や「第72条の29第2項、第72 条の32第4項、第72条の34第2項、第72条の35第3項、第72条の44及び第73条の10(第80条において準用する 場合を含む。)」と

「受理」の

以と「(農事組合法人に係るものに限る。)」

似長べ、

に中心

に呼紙

十 二号とし、同号の次に次の一号を加える。

13 第73条の10 (第80条において準 用する場合を含む。)の規定によ る届出の受理(農事組合法人に係 るものを除く。)	0		0	
000000000000000000000000000000000000000				

「孕気郷 5 頃」を加え、同号を同項第十一号とし、同項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号別表第三2出先機関関係特定事項印農政部ア農業振興事務所の表一の項第九号中「第64%第 4 垣」の次に

-	平成28年3月31日	木曜日	栃	木	県	公	報	<b>号外第21</b> 号 (13			
119		「第11条の32第1項						に改め、同号を同項第六号とし、同号の第1項」に、「第11糸の29第1項」を「第			
		4項、第11条の48 条の51第4項の規 受理		0			0				
Ğ	R表第三2出先機関	関係特定事項印農政	公部 ア#	農業市	孤興 重	事務店	5の表	一の項第四号の次に次の一号を加える。			
		おいて準用する保 の規定による事業		0			0				
のる許事買川川十	でである。 「中でであっている。」と である。 「中でである。 では、のでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいで										
	5 第10条第1項	の規定による勧告	0					宇都宮土木事 務所、真岡土 木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限 る。			
Ē	3表第三2出先機関	関係特定事項侧県土	類情	部ア-	H⊀₽	事務店	5の表-	下六の項第二号の次に次の一号を加える。			
	3 第7条の6第 通知	4項の規定による		0	0			宇都宮土木事 務所、真岡土 木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限 る。			
15\$	15氷〜4 垣」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。										
	1 第13条第1項 の徴収及び立入	の規定による報告検査	0					宇都宮土木事 務所、真岡土 木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限			

別表第三2出先機関関係特定事項例県土整備部ア土木事務所の表十八の項に次の二号を加える。

				-	
3 第24条第1項の規定による報告				空報堂	土木事
3 用四本用I AOMEによる取目	$\circ$			1 3 H D	エルチ
の徴収及び立入検査				務所、	真岡土

				木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限 る。
4 第27条第4項の規定による報告 の徴収及び立入検査	0			宇都宮土木事 落所、 高工 名 第所、 第所、 務所、 入 本 生 大 士 大 田 田 と て 大 事 務 所 、 務 所 、 務 所 、 務 所 、 務 所 、 入 た り た し た し た し た し た し た し に し に し に し る 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。

图 图

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(人事課)